

みやざきグリーンイノベーションプラットフォーム運営事業の 実施に係る業務委託仕様書

1 業務名

みやざきグリーンイノベーションプラットフォーム運営事業

2 目的

本県農業は、燃油や化学肥料、家畜の飼料など、海外資源に大きく依存した生産構造であることに加え、大量に発生する家畜排せつ物など地域資源の有効活用にも限界があり、我が国有数の食料供給基地として、その役割を将来に渡って持続的に発揮するためには、これらの課題解決が急務となっている。

このような中、昨年4月に開催されたG7宮崎農業大臣会合では、生産力の向上と持続可能な農業の実現をテーマに議論され、その議論を取りまとめた共同声明やG7各国が取り組むべき行動を要約した「宮崎アクション」が採択された。

このため、県では、G7宮崎農業大臣会合を契機として地域資源の有効活用に向けた取組を加速するため、みやざきグリーンイノベーションプラットフォーム（以下、「みやざきGRIP」という。）を構築し、事業化に向けたプロジェクトを推進することで、持続可能な農業構造への転換を図ることを目指す。

3 語句の説明

(1) みやざきグリーンイノベーションプラットフォーム（みやざきGRIP）

地域資源の有効活用や飼料等の国産化等を図りたい生産者や市町村等と、地域の課題解決のための技術やアイデア等を提案したい民間企業等が連携して取組の事業化を進めるため、会員への情報発信に加え、会員間のマッチングや個別協議等を行う場

(2) 事業化検討プロジェクトチーム

みやざきGRIPにおいて、会員同士のマッチングや個別協議等を通じて、計画の熟度が高まったプロジェクトについて、取組の事業化に向け、事前調査や事業性評価を実施するため、生産者や民間企業等の会員間で構築するチーム

4 委託業務の内容

(1) みやざきGRIP会員の交流促進

① 参加会員の募集・とりまとめ

- ・自社のネットワーク等を活用した民間企業等の会員誘致
- ・WebサイトやSNS等での情報発信による新たな会員の募集

② みやざきGRIPのWebサイトやSNSでの情報発信・共有の促進

- ・既存のWebサイトやFacebookページを機能強化し、会員ニーズに応じた情報発信や会員間の交流の促進

③ 事業化検討プロジェクトの共有

- ・事業化検討プロジェクトの取組事例に関する研修交流会等の開催
- ・WebサイトやSNS等での事業化検討プロジェクトの情報共有

(2) 事業化検討プロジェクトの創出支援（年2回）

① 事業化検討プロジェクト創出に向けた支援

- ・潜在的なプロジェクト発掘のための会員への個別ヒアリングの実施
- ・プロジェクト化を目指す会員に対し、取組における課題抽出や技術面での助言、他会員等とのマッチングに向けた調整等のソフト支援

② 事業化検討プロジェクトチームの構築に向けた支援（年2回）

- ・事業化検討プロジェクトチーム構築に向けたプロジェクト提案会・個別面談会の開催

(3) その他目的を達成するために必要な業務支援

- ・上記会合の開催に係る参加者への周知やとりまとめ、会場の確保等の事務
- ・参加会員へのイベント等の情報発信や要望等に対するフォローアップ 等

5 スケジュール

(1) 委託契約の締結・委託業務の開始

令和6年 4月上旬

(2) 参加会員の募集・とりまとめ

令和6年 4月上旬から(随時)

(3) みやざき GRIP の Web サイトや SNS での情報発信

令和6年 4月上旬から(随時)

(4) 事業化検討プロジェクトの取組事例に関する研修交流会の開催

令和6年 10月中旬

(5) 事業化検討プロジェクトの創出に向けた個別ヒアリングの実施

【第1回】令和6年 5月上旬から中旬

【第2回】令和6年 10月上旬から中旬

(6) 事業化検討プロジェクトの創出に向けたソフト支援

【第1回】令和6年 6月中旬から7月下旬

【第2回】令和6年 11月中旬から12月下旬

(7) 事業化検討プロジェクトチーム構築に向けた提案会の開催

【第1回】令和6年 8月下旬

【第2回】令和7年 1月下旬

(8) 事業化検討プロジェクトチーム構築に向けた個別面談会の開催

【第1回】令和6年 9月上旬から下旬

【第2回】令和7年 2月上旬から下旬

6 その他留意事項

(1) 著作権

作成した報告書等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。

(2) 守秘義務

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないよう十分注意すること。

(3) 賠償責任

受託者の責により、県又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。

(4) 疑義に関する協議

本仕様書において明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、県と協議すること。

(5) 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、第三者と協業することで本事業を効果的に実施できる等の理由により、あらかじめ県の書面による承認を得たときは、この限りでない。